

論文

産業・銀行間関係に基づく産業システムの日独比較 (II)

山崎敏夫*

目次

- I 問題提起
- II 日本における産業・銀行間関係の展開
 - 1 企業集団における産業・銀行間関係と銀行の役割
 - 2 メインバンク・システムと系列融資に基づく産業・銀行間関係
 - (1) 系列融資に基づく産業・銀行間関係
 - (2) 協調融資体制とその意義
 - 3 株式の相互持合に基づく産業・銀行間関係と銀行の役割
 - 4 役員派遣による人的結合に基づく産業・銀行間関係と銀行の役割
 - 5 産業・銀行間関係と企業統治
- III ドイツにおける産業・銀行間関係の展開
 - 1 産業・銀行間関係に基づく産業システムの展開
 - (1) 監査役会の機能をめぐる問題 (以上前号)
 - (2) 銀行の信用業務, 証券業務と産業企業への影響 (以下本号)
 - (3) 銀行による株式所有, 寄託株式制度と産業企業への影響
 - (4) 銀行と産業企業との間の役員派遣とその意義
 - ① 銀行による役員派遣と情報共有システム
 - ② 銀行間の協調的關係と役員派遣
 - ③ 産業企業・銀行間の役員派遣とその意義
 - (5) 顧問会制度による産業・銀行間, 産業企業間の情報共有システム
 - 2 産業・銀行間関係と企業統治
 - (1) 産業・銀行間関係に基づく協調的企業統治システム
 - (2) 共同決定制度と産業・銀行間の協調的企業統治システム
 - 3 産業・銀行間関係の新しい展開とその意義
- IV 産業・銀行間関係に基づく産業システムの日本的特徴とドイツ的特徴
 - 1 産業・銀行間関係に基づく産業システムの日本的特徴
 - 2 産業・銀行間関係に基づく産業システムのドイツ的特徴

* 立命館大学経営学部教授

II ドイツにおける産業・銀行間関係の展開

1 産業・銀行間関係に基づく産業システムの展開

(2) 銀行の信用業務、証券業務と産業企業への影響

つぎに、銀行の信用業務、証券業務とそれに基づく産業企業への銀行の影響についてみることにしよう。O. Jeidels は、銀行と産業の連携的關係においては、金融的業務をその主たる内容とする正規の継続的な業務關係の形成が最も基礎となり、監査役会への役員派遣による人的結合はそれを補強する手段であるとした (Jeidels 1905, S.180 [邦訳, p.218])。信用關係に関しては、例えば大蔵省の諮問委員会であるゲスラー委員会 (金融制度調査委員会) の 1979 年の報告では、より大規模な企業においては、たいてい、銀行からの信用以外に資金調達の可能性を有しており、最大 30 の信用の受け手の企業は非常に多くの金融機関・信用機関と信用關係があるとされている。そうしたことから、信用供与先の企業が危機的状況にあった場合を除いて、銀行は信用供与の如何によって企業に対して影響力をおよぼしえず、大企業とはハウスバンク (主力銀行) 的關係はみられないとされている (Vgl. Bundeserium der Finanzen 1979, S.157-158, S.160-162)。

これに対しては、M. Gerhard は 1982 年に、同委員会においては銀行とその債務者との間の信用關係が十分に考慮されていないとしている (Gerhardt 1982, S.192 [邦訳, pp.220-221 ページ])。彼は、株式会社の場合にも、本質的に信用によっても規定されている金融的關係は業務政策に強い影響をもっているとして、信用關係の意義を重視している (Gerhardt 1982, S.107 [邦訳, p.143])。また H.O. Eglau によれば、非公開会社である同族会社や外国のコンツェルンの在ドイツ子会社などに対して銀行が監査役を派遣しているケースがみられたが、たいていの場合、監査役のポストはその企業との長いハウスバンク的關係に依拠したものであったとされている (Eglau 1990, S.181, S.261-263 [邦訳, p.125, pp.186-187])。銀行による管理の機能の行使は、監査役ポストとならんで、信用の供与者としてのその性格において可能となるものであるとされている (Hopt 1979, S.237)。例えば大銀行と企業は信用關係をとおして密接に連携しており、株主総会に提出する議案は事前に調整がはかられていることも一般的となっているとされている (相沢 1994, p.117)。

また証券業務との関連でみると、ゲスラー委員会の報告によれば、金融機関の証券発行コンソーシアム業務では、少数の大銀行への集中がみられ、証券業務を媒介とした大銀行と大企業の結びつきがみられた。例えば 1966 年から 75 年までの証券発行コンソーシアムへの全金融機関の参加総件数に占める上位 10 の金融機関による件数の割合は 44.7%、株式・転換社債・オプション債の国内発行者分では 58.3%、国外発行者分では 70% となっていた。また上場株

株式会社 71 社でみても、銀行による発行総件数に占めるドイツ銀行、ドレスナー銀行およびコムertz銀行という 3 大銀行の発行件数の割合は 98.6% に達していた。これらの 3 大銀行は、コンソーシアム幹事でも 81.7%、共同幹事でも 80% という高い比率を占めていた (Vgl. Bundesministerium der Finanzen 1979, S.452, S.457)。また 1994 年の J. Edwards と K. Fischer の研究でも、証券発行シンジケートのリーダーは、通常、当該株式会社のハウスバンクであり、そうしたリーダーの大部分は 3 大銀行のひとつであったとされている (Edwards and Fischer 1994, pp.215-216)。

このように、信用供与の関係以上に、証券発行業務をとおして、銀行と産業企業との間の強い関係の基盤が築かれている。また株主総会で代理行使される寄託株による議決権は、証券発行のための銀行団の引受比率の決定に重要な意味をもっている (Eglau 1990, S.181-182 [邦訳, p.125])。証券業務の規模とともに、信用関係と証券発行業務における銀行のハウスバンク的機能が、銀行と産業企業の関係の重要な基礎をなしている。例えばドイツ銀行が金融と経済においてきわめて大きな力をもちうるのは、企業への支払決済口座の提供や運転資金・設備投資資金の供与だけでなく、ユニバーサルバンクとして企業の増資や社債発行の幹事引受けが可能となることによるものでもある (相沢 1994, p.4)。

産業・銀行間関係については、銀行による信用業務を媒介とした情報の入手と証券発行業務におけるハウスバンク的役割の基礎の上に、銀行自身の株式所有、さらに寄託株式による議決権行使の影響力が加わって、緊密な関係の基盤が一層強化されることになる。一般的に、資本参加の規模と企業間の人的結合の数との間には相関関係がみられるが (Albach 1993, S. VII), 寄託議決権の利用は、産業企業への銀行代表の監査役の派遣の一層重要な基礎をなすものであり、こうした代理議決権の制度は、大銀行に他の企業の業務政策への影響力の行使の可能性を与えることになる (Kilgus 1979, S.16)。それゆえ、産業・銀行間関係を信用業務と証券業務との相互の関連のなかで総体的に把握することが重要となる。

(3) 銀行による株式所有、寄託株式制度と産業企業への影響

そこで、つぎに銀行による株式所有、寄託株式制度との関連でみることにしよう。例えば 1976/77 年の独占委員会報告にもみられるように、金融機関が持分所有している企業への競争上重要な情報の提供と、寄託議決権による直接所有にある株式の議決権の補充によって、非銀行企業の業務政策に対して銀行が直接・間接の影響をおよぼす可能性が開かれることになる [Monopolkommission 1978, S.338 (Tz.604)]。このような銀行への株式の寄託および銀行によるその議決権の代理行使はドイツでは古くからみられたが (Vgl. H-P. Schaad 1972, S.14-16), 1937 年の株式法は、どのような条件のもとで銀行が寄託議決権を行使しうるかを規定しており、それによって法的に可能となったものである (Lindhardt 1958, S.169, S.171; Gottschalk

1990, S.11; Schaad, 1972, S.17)。しかし、戦前には、銀行に寄託された株式の一部は株主総会のためにはまったく行使されておらず、民間の大株主はしばしば自らの株式を自身で行使するのが常であった (Kuhlmann 1949, S.489)。こうした議決権行使が銀行による産業企業への監査役派遣とも結びついて産業・銀行間関係に基づく産業システムのドイツ的な展開において決定的に重要な意味をもつようになるのは、第 2 次大戦後のことである。

銀行による産業企業への影響力においては、銀行自身の株式所有よりは寄託株の議決権行使による産業企業への影響力がむしろ重要となってくる。ただその場合でも、寄託議決権から生じる銀行の影響力は、当該企業の株主の所有構造によるところが大きく、支配的な所有者が存在しない分散所有の公開会社の場合には、その可能性はとくに大きなものとなる (Hein and Flöter 1975, S.352; Köstler, Zachert, Müller 2006, S.78)。

個人企業や同族企業の株式が個人小株主に分散している場合でも、個人株主への株式の販売がその株式の発行会社ときわめて協調的な関係にある銀行によって行われ、その株式に付随する議決権が発行会社と友好的な関係にある銀行に寄託されることも多い。そのような場合には、銀行と当該株式会社の関係は、株式会社側の意向をふまえた協調的な関係となっているケースが多い。そのような互恵的な関係は、株式が広範に分散した企業でもみられる。一方、株式が広範に分散した経営者支配型の企業では、株主総会での資本側の監査役の選任や最高意思決定において取締役会が監査役会に対して主導的位置を占め、銀行は経営者に協調するかたちで議決権行使や行動を行っている場合も、みられる (佐久間 2003 年, pp.69-70, p.75)。

そこで、銀行の寄託株式も含めた議決権行使の状況をみると、額面でみた寄託株式の額は、例えば 1970 年末の 289 億 DM から 75 年末には 365 億 DM に増大した。そのうち信用銀行への寄託株式の割合は、1970 年末には 73.7%、75 年末には 71.3% となっており、信用銀行への高い集中度がみられる (Hansen 1977, S.161-162)。独占委員会の調査報告では、1970 年代半ばには売上高最大 100 社中、銀行が 5% 以上の議決権をもつ企業は、56 社存在していた。そのうち、銀行の議決権の割合が 75% 以上であった企業は 18 社、50% 以上 75% 未満の企業は 12 社、25% 以上 50% 未満の企業は 11 社、5% 以上 25% 未満の企業は 15 社であった (Monopolkommission 1978, S.296)。また 1975 年の代表的な産業企業における銀行の議決権の割合をみると、AEG では 89.29%、ヘキストでは 88.62%、BASF では 87.15%、ジーメンスでは 81.02%、バイエルでは 79.09% とときわめて高かった。それよりも低い割合のアウグスト・ティセンでも 45.28% であった。しかし、銀行によるこれらの企業の自己保有の株式による議決権の割合は、いずれも 1% 未満にすぎず (Monopolkommission 1978, S.560)、寄託株による銀行の議決権行使がいかに大きな意義をもっているかがわかる。

またその後の状況をもても、例えば 1984 年時点の付加価値でみた最大 100 社のうち株式の 50% 以上が分散所有ないし銀行所有である企業 32 社を対象とした A. Gottschalk の調査では、

86年(一部の企業については87年)には、全銀行の議決権の割合は平均で82.67%に達していた。その割合は、バイエル、BASF、ヘキスト、VEBA、マンネスマン、ヘッシュ、コンチネンタル、カウフホッフといった大企業を含む18社では90%以上、ジーメンスでも約80%を占めていた。銀行が定款の変更などの重要事項の決定に必要とされる4分の3以上の議決権をもつ企業も、22社にのぼっていた。これを3大銀行による議決権行使の割合でみると、32社の平均では45.44%となっており、50%をこえる議決権をもつ企業の数は15社であった(Vgl. Gottschalk 1988, S.297-299)。

さらに1990年の時点の付加価値でみた最大100社のうち株式所有の多数が分散している公開株式会社24社を対象とした92年のT. BaumsとF. Frauneの調査でも、株主総会での銀行の議決権の割合は、24社平均では84.09%、寄託株による議決権の割合は60.95%であった。また寄託株だけで議決権の75%以上を占めている企業の数は11社、銀行の議決権の割合が75%以上であった企業の数は18社、90%以上であった企業の数は17社であった[Vgl. Baums and Fraune 1995, S.98, S.103 (Tab.6)]。1994年のJ. EdwardsとK. Fischerの研究でも、ドイツの銀行、とくに3大銀行は株式会社における株式議決権のかなりの程度を支配しており、こうした支配は、主に寄託株式の代理議決権によるものであったとされている(Edwards and Fischer 1994, p.226)。

(4) 銀行と産業企業との間の役員派遣とその意義

このような銀行による株式所有と寄託株式に基づく議決権行使による影響は、銀行による役員派遣や役員兼任をとおしてより強力に貫徹していくことになる。銀行による監査役派遣を中心とする人的結合による情報の結節や取締役の選任、経営政策への関与というかたちで、影響力の行使の最も大きな基礎が築かれることになる。そうした点からも、非銀行企業との銀行の人的結合は、銀行のもつ力の源泉の最も重要な要因である(Volkmann and Kronenberg 1994, S.481)。監査役ポストによって資本所有と寄託議決権という2つの要因の影響が具体的に行使されることになるのであり、このポストはそのような力の伝達メカニズムをなす(Vgl. Böhm 1992, S.222)。

①銀行による役員派遣と情報共有システム

まず銀行による産業企業への役員派遣によって生まれる業務上の機能の面での意義についてみることにしよう。融資に基づく情報と監査役派遣から得られる情報との結合によって、銀行にとっては、融資先であり派遣先である企業に対して、助言・指導的な役割を果たすこと、また当該企業以外の融資先の企業に有益な情報を得ることが可能になる。信用供与に基づく融資先企業の営業状態や財務状態に関する情報の入手をとおして複数の企業のインサイダー的情報

が大量に集積・保有されることによって、銀行は、情報の集中機能ないし結節点としての機能を果たしうる(植竹 1997, p.104; 植竹 1995, p.36)。そのさい、取締役会の誤った行動や諸方策を事前に回避する上で必要な財務的な専門知識や経済面での経験を銀行がもっているという事情が、銀行のもつ監査役ポストの存在意義を高める重要な要因のひとつとなっている(Vgl. Deutsche Bank AG 1986, S.17)。H.O. エグラウによれば、こうした他社の監査役ポストの兼任の重要性から、例えばドイツ銀行では、他社の監査役に就任した取締役には必ず少なくとも 1 人の監査役会業務担当者(Mandateassistant)がつけられ、1989 年にはそれは 2 人となっていた。こうした担当者によって、100 ページにもおよぶ監査役会用の資料が 3 ページから 4 ページの定式化された報告に圧縮され、経営陣への質問事項の整理が行われたとされている(Eglau 1990, S.136-137 [邦訳, pp.103-104])。

一方、銀行代表の監査役の派遣を受ける企業にとっても、最善の情報源から信頼できる情報にいち早く接近できるという優先的な地位が与えられることが、監査役の受け入れというかたちでの緊密な関係性の形成の基礎をなしている(Eglau 1990, S.192 [邦訳, p.134])。銀行代表が提供しうる情報にも支えられて、取締役の業務執行の円滑な遂行に寄与するような、銀行と派遣先企業との協調的な関係が強化されることになる。

こうした情報の共有に関して、それを会社内部の機能としてみれば、傑出した意義として、監査役会の助言機能がある。銀行がノウハウの提供などによって一種の企業のコンサルティング的役割を果たす場合も多い。また会社外部の機能では、監査役の派遣を媒介とした企業間の情報共有システムがあるが、それは、監査役を派遣しているより多くの企業の間でも監査役会をとおして接触が可能となることによってさらに広がることになる(Hopt 1979, S.235-238)。

また監査役の重要な機能として、諸部門の調整機能がある。それはシステム全体にとって最も決定的なものである(Hopt 1979, S.238)。銀行は産業界の問題に精通しており、投資先に対して、広い視野から経営に関する意思決定の助言と勧告の機能を果たしている。銀行からの役員派遣は、受手の企業にとっては、資金調達のためにも、また経営全般に関する意見の入手という点でも有意義な場合が多い(吉森 1982, p.68, pp.72-73; 吉森 1994, p.15; Busse 1962, S.51)。銀行側から得られる情報や意見を媒介にして、当該企業の経営に対して調整をはかる可能性が生まれてくる。産業企業の株式会社のみならず広範な監査役代表をもつ比較的小数の銀行によって最善のかたちで行われるそのような全般的調整は、大銀行が監査役代表によって支配的な地位を占めていることの理由のひとつをなす(Edwards and Fischer 1994, p.220)。産業・銀行間関係の役割、銀行による影響の大きいドイツ的な企業間関係、企業統治のあり方は、そのような銀行のもつ情報の機能を媒介にして、有効性を発揮しうるものでもある。

ことに監査役会会長は、取締役からの重要事項の報告をとおして、あらゆる重要な情報や内部情報をいち早く入手することができる(Bundesministerium der Finanzen 1979, S.116; バウ

ムス 1994, p.75)。銀行代表が派遣先企業の監査役会会長のポストに就く場合には、他の監査役とは異なり、当該企業の意思決定に大きな影響をおよぼすことが可能となる。ことに監査役会会長の職務が資本参加と結びつく場合には、ほとんど考えられないほどの強い権力の地位が生まれることになる (Eglau 1990, S.176 [邦訳, p.121])。ただそこでも、銀行代表が果たす機能は、信用供与の関係、当該産業企業における資本所有の分散の程度、株主総会において行使しうる銀行側の議決権の比率や監査役会における銀行代表の比率、銀行間の連携のあり方、共同決定制度のもとでの被用者代表の監査役的位置などによって、異なってくるであろう。

例えば 1970 年代半ば頃のジーメンスの事例では、同社の監査役会、取締役会に代表を派遣していたドイツ銀行の場合でも、ジーメンスが借入金を上回る額の投資を行っているという事情から、ダイムラー・ベンツやマンネスマンのような自行と深い関係をもつ企業に対してのようには口出しをしなかったとされている¹⁾。また当時、ジーメンスの伝統に従い、同社の最上部の地位は、創業者家族の後継者によって占められていた²⁾。これに対して、経営者支配の企業では、所有者支配の企業よりも概して多くの銀行や保険会社の代表が加わっている傾向にあったとされている (Pfannschmidt 1993, S.275)。

②銀行間の協調的關係と役員派遣

つぎに銀行間の協調的關係と役員派遣をめぐる問題についてみると、前者に関していえば、例えば 3 大銀行は、寄託株を含めた株式所有に基づいて自行の筆頭株主として議決権を行使しうる状況にある。しかし、それだけでなく、他の 2 行の保有する議決権株によって補完されるかたちで、資本的結合による協調關係が築かれている (植竹 1997, p.106; 植竹 1995, p.35)。それは銀行自身の株主総会での議決権行使においてもみられた。銀行による寄託株式を媒介とした議決権による企業への影響力の行使には、複数の金融機関の協調行動が前提となっている (山口 1988, pp.144-145)。

銀行とその子会社の投資会社による保有株式、寄託株の合計でみた場合、上述の Gottschalk の調査では、ドイツ銀行における議決権のうち、自らの議決権保有の割合は 1986 年には 47.17%、3 大銀行の合計では 60.36% を占めていた。ドレスナー銀行でも、それらの割合はそれぞれ 47.08%、64.04%、コメルツ銀行でも 34.58%、60.81% となっており、高い比率を占めていた (Gottschalk 1988, S.297-298)。また 1995 年の Baums と Fraune の調査研究でも、ドイツ銀行における議決権のうち、自らの議決権保有の割合は 32.07%、3 大銀行の合計での割合は 49.24% を占めていた。そうした割合は、ドレスナー銀行では、それぞれ 44.19%、53.66%、コメルツ銀行でも 18.49%、48.27% となっていた [Vgl. Baums and Fraune 1995, S.106 (Tab.11)]。

このように、3 大銀行における銀行保有の議決権株式は高い比率を占めており、それは 3 大

銀行間の協調による自行の株主総会の効果的なコントロールを可能にするものである (Böhm 1992, S.75)。H. Pfeiffer は、大銀行の支配者は大銀行自身であると指摘している (Pfeiffer 1986b, S.475)。このような銀行間の連携・協力関係が大銀行自身の支配の基礎をなしており、そのことは、多くの産業企業に対する影響力、支配力の確保の基盤ともなっている。

銀行間による共同出資においても、協調的關係がみられる。独占委員会の調査によれば、例えば 2000 年には、例えばドイツ銀行は、最大 100 社のうちドレスナー銀行とは 5 社、コメルツ銀行とは 9 社の合弁企業に出資しており、ドレスナー銀行とコメルツ銀行との間にも 5 社の合弁企業への出資がみられた (Monopolkommission 2003, S.231)。銀行による寄託株式に基づく銀行の議決権行使に関しては、銀行はいったん顧客から寄託された議決権を信頼できる他の銀行のような第三者に譲渡することができる (山口 1981, p.113)。より小規模な銀行による大銀行への寄託議決権の譲渡によっても、銀行間での協調をはかりながら産業企業に対する影響力を強化することが可能となる³⁾。

銀行間の協調体制については、例えば 3 大銀行の間の発行コンソーシアムをみても、そこでの地位、序列、割当てはほぼ固定的に承認されており、この点は融資の場合でも同様であった (Poullain 1979, S.80)。1994 年の J. Edwards と K. Fischer の研究でも、証券発行シンジケートの構成は、長い期間にわたり非常に安定的であった (Edwards and Fischer 1994, p.215)。また株主総会での議決権行使においても、3 大銀行は協調行動をとり、取引先企業の監査役ポストに関しても、大銀行の議決権の状況を反映して、ほぼ固定化されているほか (Vgl. Gottschalk 1988, S.299-300)、他の銀行も 3 大銀行に協調する傾向にあったとされている (Gottschalk 1988, S.300; Bundesministerium der Finanzen 1979, S.173)。さらに寄託株式による議決権は、産業との関係、産業にかかわる業務における銀行間の競争の制限・抑制がはかられる契機となりうるものである (Busse 1962, S.64, S.66)。

そのような協力関係・補完関係は、銀行が他の企業に対して監査役派遣を含めた行動をとるさいにも、大きな役割を果たしうるものである。この点については、株主総会で資本側代表の監査役を選出する場において、ユニバーサルバンク制度を基盤に「安定株主」体制がづくりあげられているという面が重要である (高橋 1997, p.51)。

また金融機関の間での監査役の派遣も行われてきた (例えば Bundesministerium der Finanzen 1979, S.591 参照)。そうした人的関係を基礎にした融資先や監査役の派遣先の企業に関する有益な情報の入手は、大きな意義をもっている。産業企業の株主総会での議決権行使のさいの銀行間の連携・協調を基礎にして派遣された銀行出身の監査役の間で情報の収集・交換という点での協力関係が生み出される場合には、監査役の派遣による情報収集機能は一層強化されることになる。

③産業企業・銀行間の役員派遣とその意義

つぎに、銀行と産業企業との間の役員派遣の状況を見ると、例えば独占委員会の1976/77年の報告によれば、調査された51の大企業の場合、金融機関の監査役および監査役会会長・副会長の派遣数は、金融機関全体ではそれぞれ137件、57件であった。また3大銀行のその数はそれぞれ76件、35件となっており、金融機関全体の総数に占める大銀行の派遣数の割合は55.5%、61.4%に達していた。とくにその数の多いドイツ銀行による派遣数は、それぞれ40件(全体の29.2%)、24件(同42.1%)となっていた(Monopolkommission 1978, S.574-577)。これら51社のうち金融機関が25%を超える議決権の割合をもつ場合には、例外なく少なくともひとつの監査役ポストを確保していた。金融機関が25%以上の株式をもつ場合には、監査役会会長ないしひとつの副会長のポストを確保していた[Monopolkommission 1978, S.307-308 (Tz549)]。また最大100の株式会社では、31社において金融機関の代表が監査役会会長のポストを、また35社において副会長のポストを確保していた。3大銀行は、21社において会長ポストを、19社において副会長のポストを確保していた(Monopolkommission 1978, S.303-304)。

グスラー委員会の報告でも、調査された上場大企業74社における金融機関の監査役および監査役会会長の派遣数(1974/75年)は、それぞれ182件、37件であった。3大銀行による派遣数はそれぞれ101件、25件となっており、金融機関全体の総数に占める3大銀行による派遣数の割合は、55.5%、67.6%であった。最も多い数を占めるドイツ銀行の派遣数はそれぞれ54件、18件となっており、金融機関全体の派遣数の29.7%、48.6%を占めていた(Vgl. Bundesministerium der Finanzen 1979, S.438-439, S.443)。これらの上場大企業74社でみると、銀行が当該企業の議決権の少なくとも25%を占めている場合には、すべてのケースではないとしても、その銀行は監査役会会長のポストを確保しており、圧倒的多くのケースにおいて2つの監査役ポストを確保していた(Bundesministerium der Finanzen 1979, S.173-174, S.436, S.444-445)。

また1980年代の状況を見ると、上述のGottschalkの調査では、86年には256の監査役ポストがあった非金融企業27社において、そのポスト数の27%にあたる69ポストが現役の銀行業者ないし元銀行業者によって占められていた。そのうちの約4分の3にあたる50のポストが3大銀行に集中していた(Gottschalk 1988, S.300)。またR. Zieglerの研究によれば、製造企業のなかでも、生産額より大きい企業において3大銀行のうち2つないしすべての銀行の代表者が監査役として就任している傾向にあった。より多くの銀行代表の存在のひとつの決定的な要因は、受け入れ側の企業の経済的な重要性にあった(Vgl. Ziegler 1984, S.597)。

さらに1990年代の状況をもみても、H. Pfeifferの93年発表の研究では、他の企業の監査役会への3大銀行の取締役の派遣は1,053件であり、そのうち監査役会(ないし管理機関)・管理

委員会の会長と副会長のポストへの派遣はそれぞれ 170 件、92 件であった (Vgl. Pfeiffer 1993, S.151, S.172, S.182-183)。1993 年の取引所上場の株式会社のうち少なくとも 1 人の銀行代表の監査役がいる企業 261 社についての H. Hansen の調査でも、金融機関から 372 人の監査役が派遣されていた。ことに 3 大銀行出身者はその 51.6% にあたる 192 人であり、銀行代表が監査役会会長となっている企業は 59 社であった。また DAX 30 社では、銀行が 73 の監査役ポストを占めており、監査役会会長のポストを握っていた企業の本数は 13 社であった。ことに 3 大銀行は合計で 56 の監査役ポストを占め、銀行がもつ監査役ポストの 76.7% を占めていた (Hansen 1994a, R.78)。またほぼ同じ時期にドイツの株式時価総額の約 4 分の 1 が外国人の所有にあり、約 5 分の 1 以上が個人投資家の所有にあったが、DAX 30 社の監査役会に占めるこれら 2 つの投資家のグループの割合は、それぞれわずかに約 5% にすぎなかった (Hansen 1994b, R.404)。独占委員会の調査では、最大 100 社の管理機関への取締役の派遣による人的結合の総件数は 2000 年には 139 件であったが、そのうち 10 の銀行・保険会社によるものは 64 件であり、全体の 46.04% を占めており (Monopolkommission 2003, S.235)、なお一定の高い割合を占めていたといえる。

派遣先企業の所有関係との関連でみると、銀行代表の監査役は、同族一族の影響力の強い企業では、そうでない企業で行うよりもその監査役としての職責を控えめに果たすという傾向がみられた (Eglau 1990, S.142 [邦訳, p.108])。もちろん、そのような状況は当該企業の経営状態が良好な場合においてであり、経営危機に陥った場合には、銀行の代表者はいかなる場合でも決定的な役割を果たすことになる。ことに銀行が融資を行っている場合には、銀行は、その企業の有力な債権者としてそのような役割を果たすことになろう (Vgl. Hein and Flöter 1975, S.352)。

銀行からの役員派遣にさいしては、例えばドイツ銀行の場合、取締役、部長・支店長の誰がどこに派遣されるかは、多くの観点から検討して決定されている傾向にあった。支店の地域の担当・管轄は、派遣先の企業の具体的な希望と同様に重要な点であるほか、誰がその企業の「雰囲気」に合うか、同じ部門の他の企業に派遣されていないかどうかということも重要な点であった (Eglau 1990, S.131 [邦訳, p.98])。

また産業企業と銀行との間の役員の相互派遣も活発に行われている (Vgl. Pfeiffer 1993) ほか、銀行の委員会組織などへの産業企業の代表者の参加もみられ、例えば化学産業の BASF では、取締役会会長はドイツ銀行のある委員会に属しており、監査役会会長はコメルツ銀行のそのような組織に属することが伝統であったとされている (Pfeiffer 1989, S.15)。このように、3 大銀行と非銀行企業との間の相互の派遣や非銀行企業からの派遣も、産業と銀行との間の人的結合において大きな位置を占めている。

(5) 顧問会制度による産業・銀行間、産業企業間の情報共有システム

産業企業と銀行の間、産業企業間の人的結合においては、さらに情報共有・交換のための銀行の人的交流・結合のための機関も、銀行からの役員派遣による産業と銀行の関係を補完するものとして、重要な役割を果たしてきた。そのような産業企業と銀行との間の、また産業企業間のネットワーク的な産業システムの情報共有・交換の重要なルートとして、大銀行の本店と主要地域ごとに構築された顧問会 (Beirat) の機能がある。

銀行の顧問会制度には、本店顧問会と地域顧問会とがあるが、本店顧問会には主要産業企業がメンバーを送っている。ここでは、ほとんどの産業分野の大企業の代表者である経営トップが定期的に自分達のそれぞれの市場の状況を報告しあい、自らの機能を遂行するさいに経済問題について助言・補佐を受ける⁴⁾。銀行と産業企業間の調整機関としての本店顧問会は、ドレスナー銀行では、戦後3地域に分割されていた銀行が1957年に統合されたさいに設置されており、66年以前にもみられた (Meyen 1992, S.331)。しかし、それを除くと、本店顧問会は、1965年株式法による1人の人物の担いする監査役ポスト数の制限への対応として、人的結合のレベルを維持するために大銀行によって設置されるようになったものである (Vgl. Pfeiffer 1993, S.158-159; Pfeiffer 1986a, S.164; Pfeiffer 1986b, S.477; Stanzick 1969, S.72; Eglau 1990, S.128 [邦訳, p.96])。顧問会のメンバーになることは一般的に「勲章」とみなされるなど、ほとんどの株主代表の監査役は顧問会に替わることを望んだとされている。また顧問会には労働代表の監査役がないという利点があった。本店顧問会は、争いの予防措置を講じるという機能も果たした (Eglau 1990, S.193, S.243-244 [邦訳, p.134, p.173])。顧問会の使命は、重要な営業政策上の基本問題に関する経営陣への助言にある (相沢 1994, p.95)。

さらに主要地域ごとにおかれた顧問会は、ドイツ銀行やドレスナー銀行では戦前から、コムルツ銀行でも戦後には存在しており、それには主に、銀行の大口の顧客や地域ごとの単位組織を代表する他の諸部門における企業の経営の代表者が加わっている。地域顧問会の存在のひとつの理由は、とりわけ、それをとおして各地域の経済部門のさまざまな企業との業務政策上の関係が強化されうるということにある (Vgl. Büschgen 1983, S.242-243; Koubek 1971, S.261, Meyen 1992, S.331)。例えばドイツ銀行にとっては、主要地域に置かれた支店顧問会は、支店の担当地域の重要な取引企業との関係を築くための重要な手段をなした (Eglau 1990, S.250-251 [邦訳, pp.178-179])。地域顧問会は調整委員会としての機能を果たしてきた (Pfeiffer 1986a, S.165)。ドイツ経済において多くの人数でもって代表する地域顧問会のメンバーとの意見交換は、監査役や取締役によって重視されている (Commerz Bank AG 1970, S.142)。本店顧問会はドイツの代表的な大企業から派遣されたメンバーで構成されるのに対して、地域顧問会は、主として小口取引先である企業の代表によって構成されている (相沢 1994, p.96)。

3大銀行によってそれらの監査役会あるいは顧問会のひとつに任命された人物は、「友好的

な人物」であるとみることができる (Gottschalk 1988, S.301)。例えばドイツ銀行の顧問会では、銀行の顧客を業務上同銀行により強く結びつけること、またそうした関係をとおして新しい業務を提案することが重要となっている (Vgl. Schwarz 2003, S.32)。

また例えばドイツ工業連盟などに典型的にみられるように、経営者団体は資本の広範囲におよぶ組織形態をなしているが、数百にもものぼる経営者団体は、3大銀行の監査役、本店顧問会、地域顧問会のメンバーをとおして銀行と人的に結合している (Vgl. Pfeiffer 1987, S.29-31)。そのような組織との人的結合によっても、銀行と産業の緊密な関係が情報の結節点というかたちで形成され、こうした結びつきは、両者の直接的な関係だけを基礎にしたものでなく、銀行業の協会組織や経営者団体・産業団体のような経済団体を媒介とした関係によっても補完されるかたちとなっている (Vgl. Koubek 1971, S.262-266)。

2 産業・銀行間関係と企業統治

(1) 産業・銀行間関係に基づく協調的企業統治システム

以上の考察において、産業・銀行間関係をひとつの「産業システム」として考察するなかで、そのドイツ的な機構と特徴を明らかにしてきた。そのような産業システムはまた、ドイツに特徴的な協調的企業統治のシステムの重要な基盤をなしている。それゆえ、つぎに、この点についてみていくことにしよう。

これまでにみてきたような産業と銀行の関係に基づく産業集中、企業間結合の枠組みは、金融機関、ことに3大銀行を軸としたドイツ的な企業統治の基礎をなしている。それは、「銀行指向的ガバナンス・システム」が適合的な企業統治のシステムともいえるが、銀行の主たる関心事は、その業務内容からしても利子を確保しながら融資資金を無事回収することであり、信用供与者としての利害・視点が重視されている点に特徴がみられる (植竹 1997, p.110)。

銀行指向的ガバナンス・システムのあり方にもかかわる銀行の情報収集網の意義に関していえば、産業・銀行間関係のドイツの特徴の形成の基盤となっているものは、ユニバーサルバンクとしての大銀行の機能、ハウスバンク的役割を基礎にしてすべての産業分野の経営トップから入手される情報とそれに基づく銀行代表の役員による助言的機能の有効性にある。また、一般に、監査役による当該企業の情報の入手はほとんど取締役をとおしてなされざるをえないということもあり、監査役会の意思決定が情報の入手の過程で取締役の入念な根回しのもとで取締役の主導で行われる場合も多い (佐久間 2003, p.71)。そのような状況のもとでは、さまざまなネットワークやルートを基礎にした派遣先企業とその経営に関する有益な情報の入手の可能性によって、銀行代表の監査役が当該企業との協調的・連携的關係のもとに監査役会のみならず経営執行機関である取締役会にも強い影響をおよぼすことが、可能となってくる。

ドイツの監査役会と取締役会のトップ・マネジメントの二層制にみられる権限の二分制は、

会社に対し多くの有益な助言を与えることのできる社外の者と実際の執行担当者との間で討議が行われるようにする。それによって会社の視野が広げられ責任がより明確に割り当てられるという点に、ひとつの重要な意義がある (Winnacker 1972, S.467 [邦訳, p.369])。銀行のもつ豊富な情報やノウハウを基礎にして銀行代表の監査役が助言を与え、それに基づく討議がなされる場合には、そうしたドイツ的な企業管理システムは、産業・銀行間関係を基礎にした一種の「産業システム」として、重要かつ有効な機能性を発揮することにもなる。同時にまた、そのような意思決定メカニズムのもとで、取締役会を中心とする経営執行機能に対する牽制・モニタリング的機能が発揮されることにもなる。

1980年代をとおしてドイツ企業の自己金融比率が大きく上昇するなかで、銀行による産業企業の支配という側面はますます希薄となる傾向にあったが、資本参加、寄託株議決権代理行使の制度や役員派遣などの手段による銀行との結びつきは、「産業企業の経営に対する外部からの牽制をはねつけながら経営者支配の基盤を固める」機能をもった (工藤 1999, pp.584-586, p.619)。寄託議決権を含めた銀行の高い割合の議決権保有、監査役の派遣や顧問会などによる人的結合を基礎にした産業と銀行との間の協調、また銀行間の協調によって、資本市場の圧力に対する防衛的機能を発揮しうる。この点に企業統治システムのドイツ的特徴がみられる。1990年代以降の金融のグローバリゼーションの進展のもとで、投資ファンドなどによる株主価値重視の経営への圧力が強まってきた。そのような状況のもとで、ドイツ的な協調的産業システムによって、他の諸国と比べても、融資先であり株式を所有している企業における経営の安定性・安全性の確保という銀行側の利害の貫徹のために、対抗的・防衛的機能がより強く発揮されうる条件にあるといえる。1990年代以降になると、銀行業務をとりまく環境条件の変化や資本蓄積の条件にも規定されて、大銀行自体も、相手企業との関係において、「選択と集中」に基づく集約化をはからざるをえない状況にあるが、産業・銀行間関係に基づく協調的關係は、こうした対抗的・防衛的機能の発揮において依然として重要な意味をもっているといえる⁵⁾。

(2) 共同決定制度と産業・銀行間の協調的企業統治システム

また産業と銀行の緊密な関係に基づく産業システム、銀行による企業統治体制の問題をめぐっては、共同決定制度との関連でみることも重要である。1976年の共同決定法では監査役会会長の権限が拡大され、株主代表と労働代表の監査役の衝突という事態のさいに監査役会会長に第2票目の投票権が与えられることになった。そのことは、監査役会会長による出資者側の利害の調整をはかる上でも重要な意味をもった。また監査役会における労働者代表と株主代表が同数であることに由来するグループ形成の必然性によって、それらのグループ内部での一種の意見の統率を行いうるような権限を監査役会会長がもつようにもなった (Vgl. Eglau

1990, S.178-179 [邦訳, p.123 参照])。それだけに、銀行の代表者が産業企業の監査役会会長になっている場合には、そのような統率・調整の機能はより発揮されやすい状況にもなりうる。

1976 年法による共同決定制度のもとでは、議論を呼ぶような問題の多いテーマが除外されることによって、監査役会の会議はしばしば全く規則どおりに行われる会議となってしまう、企業政策を批判的に議論する場としての監査役会の機能が失われる傾向にあったとする指摘もみられる。そこでは、そのような全体的な会に代わって、監査役会会長が取締役会に対する批判的な討議相手としての役割をもつようになったとされている (Eglau 1990, S.166-167 [邦訳, p.114])。そのような状況のもとで、銀行代表が監査役会の会長ポストをおさえる場合には、銀行のもつ情報源を背景に監査役会会長が入手しうる企業の内外の重要な情報を基礎にして、グループ内の利害調整役の機能が発揮されやすいという状況にある。

また共同決定制度のもとでの監査役会における出資者側のポストの割合の相対的低下によって、こうした経営参加の制度は、産業企業側に対して経営の自律性の契機を与えるという側面がみられる。とくにモンタン共同決定法や 1976 年共同決定法による監査役会への労働側代表の半数参加によって、外部出身の監査役の数も構成比率もそれだけ低下することになった。1970 年代半ば以降、76 年共同決定法によってドイツの代表的企業の監査役会における銀行代表の人数も減少の傾向にあり (Cable 1985, p.33)、企業側には、外部の影響力、関与の可能性を低下させる契機にもなった。この点は、寄託株式制度のもとでの銀行による強い影響力行使の可能性をもつ産業・銀行間関係において、当該企業出身の監査役、さらには取締役の自律性、産業企業側の経営機能の行使における「自律性」の確保の余地、したがって企業統治のあり方も深くかかわる問題である。

しかしまた、株主側の減少した監査役ポストをめぐって、銀行自身や銀行間の連携による寄託株式も含めた議決権行使の優位性によって銀行側の利害がより貫徹しやすくなるという条件も生まれてくる。さらに外部からの影響を抑えながら銀行と派遣先企業との連携による両者の調整された意向のもとに残りの監査役の決定をはじめとするさまざまな意思決定を行う余地が、高まることにもなる。それだけに、産業企業側にとっても、銀行との協調が一層重要な意味をもつようになる。監査役会における銀行代表の派遣による効果的な直接的コントロールのための前提条件は、株式会社や労資同数の共同決定がなされる有限会社、モンタン共同決定法の適用される有限会社において充たされることになる。そのような共同決定がなされる企業では、信用の供与者である銀行の監査役ポストは、チェックと承認のひとつの効果的な手段をなす (Wiendieck 1992, S.172, S.176)。

こうして、共同決定制度のもとでは、外部の株主の影響力を抑えながら銀行・産業間関係を基礎にした産業システムが一層強力に機能しうる条件が与えられることにもなった。その意味では、共同決定制度には、金融資本的利害の貫徹の条件・可能性を高める契機が内包されてい

るといえる。銀行には、自らのもつ利害調整のメカニズムでもって、派遣先企業に対して銀行の利害・意向を貫徹させるより大きな可能性が与えられることにもなった。

また共同決定制度のもとでは、雇用と当該企業の経営の健全性・安定性の確保という労働側の目的・観点から、投資ファンドなどに代表される短期的な利害の追求を強く志向する企業外部の勢力からの圧力に対する対抗・牽制・防衛として、企業側・資本側の監査役との協調という契機を内包しているといえる。資本側の監査役に関しては、広範な人的結合による協調的なネットワークによる、産業・銀行間関係に基づく産業システムがある。労働側が雇用や自社の経営の健全性・安定性の確保という利害から、こうした産業システムのなかに組み込まれた銀行代表のような資本側の監査役と協調する場合には、外部勢力に対する対抗的・防衛的機能の発揮は一層強いものとなる。

このように、ドイツでは、歴史的にみると、第2次大戦後の日本において特徴的とされてきた株式の相互持合いによる外部からの圧力に対する企業の防衛に似た機能が発揮される体制・条件が存在してきた。そのような体制は、監査役会レベルにおいて、産業・銀行間関係に基づく産業システムと労使共同決定制度によって支えられている。この点は、企業統治システムの重要なドイツ的特徴のひとつをなしている。

3 産業・銀行間関係の新しい展開とその意義

これまでの考察において、戦後における産業・銀行間関係とそれに基づく産業システムの新しい展開についてみてきた。戦前からみられたのとは異なる新展開の意義についていえば、つぎのようになるであろう。

第1に、寄託株式制度による銀行の議決権行使を基礎にした産業システム、企業統治システムの本格的確立・展開という点である。戦前のユニバーサルバンクによる証券業務においてはとくに発行業務が大きな位置を占めていた。しかし、戦後になると、一般の投資家による証券への投資の拡大にともない二次市場での証券業務の位置が一層高まり、その結果、寄託株式による銀行の代理議決権行使という体制が本格的に確立したといえる。この点は、戦後の産業集中の進展、産業・銀行間の、また産業企業間の情報共有と利害調整のシステムとしてのドイツ的な産業システムの確立において、資本結合の面でも人的結合の面でも重要な基礎をなすものである。

第2に、大銀行の顧問会制度による産業・銀行間のみならず産業企業間の情報交換・共有のネットワークとそれをとおしての利害調整の産業システムの本格的展開である。地域顧問会はすでに戦前から存在していたケースもみられたが、戦後になって顧問会制度の要をなす本店顧問会が設置された。それが地域顧問会と結びつくことによって、役員派遣とは異なるかたちでの全国的・地域的な産業・銀行間、産業企業間の情報交換・共有システムとそれを基礎にし

た企業間の関係、利害調整システムの本格的な確立・展開をみることになった。

第 3 に、共同決定制度のもとでの監査役会レベルでの労資同数という構成比率の問題から生じる企業外部 (株主) からの影響力・圧力を弱めうるという条件のもとで、産業・銀行間の協調に基づく企業統治システムが確立され強化されてきたことである。こうした点に、戦前とは異なる、また戦前とは格段に強化された産業・銀行間関係、それに基づく産業システムの内実の一面が示されている。

戦後のこうした産業・銀行間関係の新しい展開をドイツ資本主義の「協調的」なあり方、特質 (Chandler 1990) との関連でみると、銀行による産業企業への強い影響は、産業企業と銀行の間の協調的關係として成り立っているといえる。産業企業にとっては、銀行による保有株式および寄託株式による議決権行使とそれに基づく監査役の派遣、顧問会制度などの枠組みのもとで、銀行との関係に基づく情報共有、助言を軸とした支援的体制、協調的体制が築かれている。また銀行が多くの企業の業務政策に関与することによる産業の政策に対する連帯的な共同責任のかたちでの関与 (Busse 1962, S.61) が、銀行による産業企業間の利害調整的機能をとおしての協調的な体制を支える重要な要素ともなっている。ことに競争企業間の人的結合の形成においては、銀行や保険会社の取締役が重要な役割を果たすことも多くみられたとされている (Vgl. Pfannschmidt 1993, S.274)。さらに共同決定制度のもとでのドイツ的な企業統治システムとそれに支えられた企業間の協調は、産業・銀行間関係に基づく産業システムによる協調的体制を補強している。こうした産業システムはまた、産業企業間の役員派遣、役員兼任 (Vgl. Pfannschmidt 1993, Schönwitz and Weber 1982, Decher 1990) によっても補完されるかたちとなっている。産業・銀行間関係に基づく戦後のドイツ的な産業システムは、これらの諸要素の総体として形成され、それらが関連づけられるかたちでその機能を発揮してきた。

そこでは、上述したような、特定の企業のグループとの固定的な結びつきよりはむしろ広く多くのグループとの結合関係をもつというドイツの銀行の関与のゆえに、産業・銀行間の関係に基づく産業システムのもつ情報共有と利害調整がより広く展開されうるということが、大きな意味をもっている。1990 年代以降変化がみられるとはいえ、こうした協調的体制は、戦後、企業の経営者が資本市場からの圧力、外部の株主からの影響・圧力を抑えながら、比較的長期的な視点での経営展開をすすめる上で、重要な意味をもったといえる。

IV 産業・銀行間関係に基づく産業システムの日本の特徴とドイツの特徴

1 産業・銀行間関係に基づく産業システムの日本の特徴

以上の考察をふまえて、つぎに、産業・銀行間関係に基づく産業システムの日本の特徴とドイツの特徴について、とくに銀行の役割という点からみることにしよう。日本では、戦後の産

業集中の体制として、6大企業集団の形成がすすんだ。大企業を頂点とするタテの資本系列ではなく、大企業相互のヨコの結合関係である企業集団においては、企業集中はこれらの企業グループのなかで行われ、集中の方法としては株式の相互持合いがとられた。日本の企業集団は、いくつもの産業にまたがる企業グループであり、その内部では、融資、株式の相互持合い、役員派遣、相互の系列取引、共同投資などが行われ、そこでの銀行の役割は大きかった。その意味では、銀行は、自らが属する企業集団において中核的位置を占めていた。ただこの点に関しては、銀行は株式の相互持合いに深く関与したとはいえ、こうした持合いによる株主安定化およびそれに基づく経営の自律性の確保は、むしろ企業集団に属する企業全体の所有構造に大きく依存していた。

産業集中の体制における重要な問題をなす企業間の情報共有・交換や利害調整に関しては、日本の企業集団においては、社長会による調整が行われた。しかし、銀行は、社長会の中核に位置しながらもつねに決定的に優位な位置を占めるというわけでは必ずしもなかった。また社長会による企業間の情報共有と利害調整が行われる場合でも、それは、あくまで同系の企業集団の内部でのことであった。

日本では、企業集団ごとに中核となる銀行が存在し、大手銀行は、自らが所属する企業グループのメインバンクとしての役割を担った。このような大銀行にとっては、企業集団がフルセット的に広い範囲におよぶ産業連関を体現する構造となっていたことによるグループ内の資金循環体系の実現とそれによる融資効率の向上というメリットが大きかった。またメインバンクのこうした与信機能は、協調融資によっても補完されるかたちとなっていた。しかし、企業集団を構成する大銀行は、他の企業集団も含めて系列外の多くの企業グループと多面的な結合関係を展開するかたちにはなっていなかった。そのために、銀行が企業集団の枠をこえて情報共有や交換やおよび利害調整の機能を発揮することはできなかった。この点、産業企業に対する銀行の関与の仕方ともかかわって、日本の銀行の役割は、多くの企業、企業グループとの広範かつ多面的な関係が築かれてきたドイツの銀行の場合とは大きく異なるものとなった。

またコーポレート・ガバナンスとの関連で産業集中の体制をみると、日本のメインバンク・システムのひとつの重要な機能ともいえる企業に対するモニタリングの問題についていえば、銀行による産業に対する支配という面は弱いといえる。日本の銀行はユニバーサルバンクではなく、ドイツでみられるような寄託株式を利用した議決権行使は行われえず、役員派遣の問題も含めた企業間の結合においては、企業集団内の株式の相互持合いが基礎となるところが大きかった。大銀行は同系の企業集団の銀行としての性格を強くもつだけでなく、グループ内の企業の株式所有の比率も産業企業に比べると高く、それだけに、メインバンクとしてのモニタリング機能のみならず、集団内の企業のガバナンス・システムにおける中核的位置にあったといえる。

さらにトップ・マネジメントの人的結合という面では、日本の場合、役員派遣のネットワークでは金融機関がとりわけ多くの派遣を行っていたのに対して、取締役兼任のネットワークではむしろ商社が中核的位置を占めていた。それは、グループにおける系列内取引の大きさと重要性に規定された、企業集団という戦後の産業集中の体制における日本特有の商社の果たす役割の大きさによるものであった。こうした点にもみられるように、産業・銀行間関係に基づく産業システムは、企業集団内の大手総合商社によって補完される体制にもなっていたといえる。

2 産業・銀行間関係に基づく産業システムのドイツ的特徴

日本におけるそのような状況とは対照的に、ドイツでは、銀行が各産業の競争関係にある多くの企業、企業グループと結合関係を広い範囲にわたり築いてきた。そのことによって、情報共有・交換と利害調整の機能が多くの産業分野や産業企業のグループに対して発揮される体制となっている。銀行の本店顧問会や地域顧問会のような情報の共有と交換のための銀行の人的交流・結合の機関や経済団体のような組織も、役員派遣や役員兼任による産業と銀行の関係を補完するものとして、重要な役割を果たしてきた。銀行による産業に対する支配という面は必ずしも強いものではなく、ドイツの産業集中の体制は、むしろ銀行を中核とする銀行と産業企業の間、産業企業間の情報共有と利害調整に基づく競争抑制、協調的な関係・行動のための産業システムというかたちになっているといえる。

そのような産業集中の体制は、いわば銀行を基軸とする金融業中心の産業発展、経済発展のためのプログラムとしての産業システムである。それだけに、銀行の果たす役割は、同系の企業集団内の中核的なメインバンクとして銀行が存在してきた日本の場合と比べると、はるかに広範でかつ大きなものとなっている。日本とドイツの間にみられるこのような相違は、各産業における競争構造や、競争回避としての産業集中体制の機能の発揮、企業の行動様式、ドイツ資本主義の協調的特質など、両国の大企業体制のあり方、特質とも深いかかわりをもつものとなってきた。

またコーポレート・ガバナンスとの関連では、銀行による寄託株式を利用した議決権行使のもつ意義は大きく、寄託議決権の保有は、証券発行のコンソーシアムの構成、そこでの各銀行の位置とも深い関係をもつだけでなく、役員派遣による企業間の人的結合の重要な基礎をなしている。ドイツでは、寄託議決権をも利用して、銀行が特定の企業や企業グループに限定されることなく、同一産業の競争関係にある多くの企業、企業グループとの結合関係を広く築くことによって、ガバナンス・システムにおける企業間の協調、銀行の影響は、日本の場合と比べてもはるかに強いものとなってきた。また共同決定制度のもとでの監査役会のレベルでの労資同数の構成によって、資本市場(株主)の影響が弱められることにもなりうるが、産業と銀行の間の協調に基づく企業統治のシステムによる経営の自立性の確保の基盤は、共同決定制度と

あいまって一層強化されることにもなった。

さらにトップ・マネジメントの機構という面でみると、日本ではアメリカなどと同様に取締役会のみの一層制であり、銀行からの役員派遣は取締役会に対してであるのに対して、二層制であるドイツでは、監査役会への派遣が大きな位置を占めている。その背景には、銀行からみると、融資先であり資本の投資対象でもある産業企業の経営の戦略的方針の決定と取締役によるその執行に対する監督、そうした執行に適任の取締役の選任という監査役会の機能・役割の重要性に基づくものである。また銀行にとっては、さまざまな産業の企業の監査役ポストを保有することによって、他社の業務執行そのものへの関与ではなく、各産業の状況の把握と各企業の経営の戦略的方針の決定への関与による情報共有と利害調整の可能性が生まれてくるのであり、このことは大きな意味をもつ。

このように、大銀行と大企業間の関係は、両者の統一的な利害を調整されたかたちでより安定的かつ効率的に実現するための「産業システム」としての共同経営的な協調的関係という性格をもつものとなっている。ただその場合においても、銀行は、自らの株式所有に加えて寄託株式の代理議決権の行使によって、産業企業に対してのみならず、自行にあっても、株主総会での監査役の選任における決定的な影響力をもち、監査役の構成を決める力（権能）を発揮することができる。この点は銀行間の協調によって支えられるかたちで強化されており、こうした監査役会のメンバーの構成を決める権能を「支配」ととらえると⁶⁾、銀行による産業支配の特殊ドイツ的な体制がみられる。産業・銀行間関係、会社支配という点では、英米型や日本型とは異なるかたちとなっている。

一方、戦後の産業・銀行間関係に基づく産業集中体制の問題を企業グループの構造との関連でみると、ドイツの戦後のコンツェルンは、日本のようなフルセット型の産業的広がりをもつ企業グループとしてではなく、基本的には生産・販売などの基本的な職能活動の統一性を確保したかたちでの「ひとつの産業体系を基盤とした企業グループ」として形成されてきた（山崎 2013、第2章参照）。そこでは、グループ内における企業間の分業と専門化に基づく機能面の利点を重視したあり方が追及されるとともに、企業グループ間でも製品分野間の「棲み分け分業」的關係が築かれてきた。そのような体制は、ドイツ企業が激しい価格競争を回避し、品質競争を重視した戦略の展開とそれを支える経営方式の展開（山崎 2013）のためのひとつの重要な基盤をなした。そこでは、ドイツの銀行が競争関係にある多くの企業グループ、それに属する企業とも広く結合関係を発展させてきたということが、大きな意味をもったといえる。そのような分業体制に基づく競争の回避・抑制というかたちでの協調的体制は、産業・銀行間関係に基づく産業集中のシステムを基盤としたものであり、日本の場合とは大きく異なるものである。

（完）

<注>

- 1) Etwas Mysterisöses, gar nicht Faßbares. Spiegel-Report über die Siemens AG, Deutschlands einzigen multinationalen Konzern, *Der Spiegel*, 31.Jg, Nr.42, 1.10.1977, S.202.
- 2) *Ebenda*, S.206. S.209.
- 3) Busse (1962), S.65. 例えば 1979 年発表のグスラー委員会の報告では, 172 の金融機関において顧客が寄託した議決権のうち第三者に議決権が譲渡された割合は 57% (6,226 件中 3,551 件) におよんだとされている。Bundesministerium der Finanzen (1979), S.568.
- 4) Eglau (1990), S.192-193 [邦訳, p.134]. ドイツ銀行の顧問会については, 相沢 (1988), pp.95-97 をも参照。
- 5) この点については, 山崎 (2016), 山崎 (2017) を参照。
- 6) 会社支配という場合の「支配」(control) の概念をめぐることは, A.A. Berle と G.C. Means の研究 (Berle and Means 1932) 以来, 取締役の選任, したがって取締役会のメンバー構成を決定できる力 (権能) ととらえる見方が一般的なものとされてきた。この点にもかかわっていえば, トップ・マネジメントの二層制となっているドイツの場合, 株主総会での役員の選任は監査役に対してであり, それゆえ, 「支配」の概念においては, 監査役の選任, 監査役の構成を決定できる力とみなすことが妥当となろう。

<参考文献>

1 欧文文献 (著者名のあるもの)

- Albach, H. (1993), Gleitwort, In: Pfannschmidt, A., *Personelle Verflechtungen über Aufsichtsräte, Mehrfachmandate in deutschen Unternehmen*. Gabler, Wiesbaden, S.VII-VIII.
- Baums, T., Fraune, C. (1995), Institutionelle Anlage und Publikungsgesellschaft: Eine empirische Untersuchung. In: *Die Aktiengesellschaft*, 40.Jg, Nr.3, März 1995, S.97-112.
- Berle, A.A., Means, G.C. (1932), *The Modern Corporation and Private Property*, Macmillan Press, New York [北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂銀行研究社, 東京, 1958年].
- Böhm, J. (1992), *Der Einfluß der Banken auf Großunternehmen*. Steuer- und Wirtschaftsverlag, Hamburg.
- Bundesministerium der Finanzen (Hrsg.) (1979), *Bericht der Studienkommission. Grundsatzfragen der Kreditwirtschaft* (Schriftenreihe des Bundesministeriums der Finanzen, Heft 28). Stollfuss, Frankfurt am Main.
- Büschgen, H.E. (1983), *Die Großbanken*, Fritz Knapp Verlag, Frankfurt am Main.
- Busse, A. (1962), *Depotstimmrecht der Banken*. T. Gabler, Wiesbaden.
- Cable, J.R. (1985), The Bank-Industry Relationship in West Germany: Performance an Policy Aspects. In: Schwalbach, J. (Hrsg.), *Industry Structure and Performance*, Edition Sigma, Berlin, 1985, pp.17-40.
- Chandler, Jr., A.D. (1990), *Scale and Scope: The Dynamics of Industrial Capitalism*, Harvard University Press, Berkeley, Massachusetts, 1990 [安部悦生・川辺信雄・工藤 章・西牟田祐二・日高千景・山口一臣訳『スケール・アンド・スコープ 経営力発展の国際比較』有斐閣, 東京, 1993年].
- Commerz Bank AG (1970), *100 Jahre Commerzbank 1870-1970*. Knapp, Düsseldorf.
- Decher, C.E. (1990), *Personelle Verflechtungen im Aktienkonzern*. Verlag Recht und Wirtschaft, Heidelberg.
- Deutsche Bank AG (1986), *Geschäftsbericht für das Jahr 1986*, Frankfurt am Main.

- Edwards, J., Fischer, K. (1994), *Banks, Finance and Investment in Germany*. Cambridge University Press, Cambridge.
- Eglau, H.O. (1990), *Wie Gott in Frankfurt: Die Deutsche Bank und die deutsche Industrie*. 3.Auflage, Econ Verlag, Düsseldorf [長尾秀樹訳『ドイツ銀行の素顔』東洋経済新報社, 東京, 1990年].
- Gerhardt, M. (1982), *Industriebeziehungen der westdeutschen Banken*, Sandler, Frankfurt am Main [飯田裕康監修, 相沢幸悦訳『西ドイツの産業資本と銀行』亜紀書房, 東京, 1985年].
- Gottschalk, A. (1988), Der Stimmrechtseinfluß der Banken in den Aktionärversammlungen von Großunternehmen. In: *WSI Mitteilungen*, 41.Jg, Nr.5, Mai 1988, S.294-304.
- Gottschalk, A. (1990), Depotstimmrecht und die Macht der Banken. In: *Die Tageszeitung*, Nr.3108, 16.5.1990, S.11.
- Hansen, H. (1977), Die Wertpapierdepots der Bankkunden. In: *Die Aktiengesellschaft*, 22.Jg, Nr.6, 20.6.1977, S.161-163.
- Hansen, H. (1994a), Das Gewicht der Banken in den Aufsichtsräten deutscher Aktiengesellschaften. In: *Die Aktiengesellschaft*, 39.Jg, Nr.3, März 1994, R.76-79.
- Hansen, H. (1994b), Die Zusammensetzung von Aufsichtsräten der DAX-Gesellschaften und die Auswirkungen auf ihre Effizienz. In: *Die Aktiengesellschaft*, 39.Jg, Nr.11, November 1994, R.403-404.
- Hein, M., Flöter, H. (1975), Macht der Banken——Folgerungen aus der bisherigen Diskussion. In: *WSI Mitteilungen*, 28.Jg, Heft 7, Juli 1975, S.342-361.
- Hopt, K.J. (1979), Zur Funktion des Aufsichtsrats im Verhältnis von Industrie und Bankensystem. In: Horn, N., Kocka, J. (Hrsg.), *Recht und Entwicklung der Großunternehmen im 19. und frühen 20. Jahrhundert. Wirtschaft-, sozial- und rechtshistorische Untersuchungen zur Industrialisierung im Deutschland, Frankreich, England und den USA*. Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen, S.227-242.
- Jeidels, O. (1905), *Das Verhältnis der deutschen Großbanken zur Industrie mit besonderer Berücksichtigung der Eisenindustrie*. T. Gabler, Leipzig [長坂 聰訳『ドイツ大銀行の産業支配』勁草書房, 東京, 1984年].
- Kilgus, E. (1979), *Die Grossbanken. Eine Analyse unter den Aspekten von Macht und Recht*. Paul Haupt, Bern, Stuttgart.
- Köstler, R., Zachert, U., Müller, M. (2006), *Aufsichtspraxis*. 8.Auflage, Bund Verlag, Frankfurt am Main.
- Koubek, N. (1971), Personelle und institutionelle Verbindung der Bereiche “Produktion” und “Kapital” in der Wirtschaftsgesellschaft der BRD. In: *WWI-Mitteilungen*, 24.Jg, Heft 8/9, S.258-274.
- Kuhlmann, H. (1949), Die Banken in der Hauptversammlung. In: *Zeitschrift für das gesamte Kreditswesen*, 2.Jg, Heft 21, 1.11.1949, S.489-490.
- Lindhardt, H. (1958), Wider das Depotstimmrecht der Banken. In: *Die Aktiengesellschaft*, 3.Jg, Heft 8, August 1958, S.169-176.
- Meyen, H.G. (1992), *120 Jahre Dresdner Bank. Unternehmens-Chronik*, Dresdner Bank, Frankfurt am Main.
- Monopolkommission (1978), *Hauptgutachte 1976/77* (Hauptgutachten II), Fortschreitenden Konzentration bei Großunternehmen. Nomos-Verlagsgesellschaft, Baden-Baden.
- Monopolkommission (2003), *Hauptgutachten 2000/2001* (Hauptgutachten XIV). Netzettbewerb durch Regulierung, Nomos-Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 2003.
- Pfannschmidt, A. (1993), *Personelle Verflechtungen über Aufsichtsräte. Mehrfachmandate in deutschen Unternehmen*, Gabler, Wiesbaden, 1993.

- Pfeiffer, H. (1986a), Das Netzwerk der Großbanken. Personelle Verflechtungen mit Konzernen, Staat und ideologischen Apparaten. In: *Blätter für deutsche und internationale Politik*, 31.Jg, Heft 2, 1986, S.161-177.
- Pfeiffer, H. (1986b), Großbanken und Finanzgruppen. Ausgewählte Ergebnisse einer Untersuchung der personellen Verflechtungen von Deutscher, Dresdner und Commerzbank. In: *WSI Mitteilungen*, 39.Jg, Nr.7, Juli 1986, S.473-481.
- Pfeiffer, H. (1987), *Das Imperium der Deutsche Bank*. Campus, Frankfurt am Main.
- Pfeiffer, H. (1989), BASF und die Deutsche Bank. In: *WSI Mitteilungen*, 42.Jg, Nr.1, Januar 1989, S.9-16.
- Pfeiffer, H. (1993), *Die Macht der Banken. Die personellen Verflechtungen der Commerzbank, der Deutschen Bank und der Dresdner Bank mit Unternehmen*. Frankfurt am Main.
- Poullain, L. (1979), *Tätigkeitsbericht*. Seewald, Stuttgart-Degerloch.
- Schaad, H-P. (1972), *Das Depotstimmrecht der Banken nach schweizerischem und deutschem Recht*. Schulthess Polygraphischer Verlag, Zürich.
- Schönwitz, D., Weber, H.J. (1982), *Unternehmenskonzentration, Personelle Verflechtungen und Wettbewerb — Eine Untersuchung auf Basis der 100 größten Konzern der BRD*. Nomos-Verlagsgesellschaft, Baden-Baden.
- Schwarz, F. (2003), *Die Deutsche Bank. Reise auf tönerner Füßen*. Campus, Frankfurt am Main, New York.
- Stanzick, K.-H. (1969), Der ökonomische Konzentrationsprozeß. In: Schäfer, G., Nedelmann, C. (Hrsg.), *Der CDU-Staat. Analysen zur Verfassungswirklichkeit der Bundesrepublik*, Bd. I, 2.Aufl., Suhrkamp, Frankfurt am Main, S.48-79.
- Volkman, G. (1994), Kronenberg, B., Bankenmacht und Aufsichtsrat. In: *WSI Mitteilungen*, 47.Jg, Nr.8, August 1994, S.481-487.
- Wiendieck, M. (1992), *Unternehmensfinanzierung und Kontrolle durch Banken Deutschland — Japan — USA*. Gabler, Wiesbaden.
- Winnacker, K. (1972), *Nie den Mut verlieren. Erinnerungen an Schicksalsjahre der deutschen Chemie*. Econ Verlag, Düsseldorf [児玉信次郎・関英夫・向井幸雄訳『化学工業に生きる』鹿島出版会, 東京, 1974年].
- Ziegler, R. (1984), Das Netz der Personen- und Kapitalverflechtungen deutscher und österreichischer Wirtschaftsunternehmen. In: *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, 36.Jg, Heft 3, 1984, S.585-618.

2 欧文献 (著者名の不明のもの)

- Etwas Mysterisöses, gar nicht Faßbares. Spiegel-Report über die Siemens AG, Deutschlands einzigen multinationalen Konzern. In: *Der Spiegel*, 31.Jg, Nr.42, 1.10.1977, S.199-212.

3 日本語文献

- 相沢幸悦 (1988) 『西ドイツの金融市場と構造』 東洋経済新報社, 東京。
- 相沢幸悦 (1994) 『欧州最強の金融帝国 ドイツ銀行』 日本経済新聞社, 東京。
- 植竹晃久 (1995) 「株式所有構造」, 高橋俊夫編著『コーポレート・ガバナンス 日本とドイツの企業システム』 中央経済社, 東京, 17-38 ページ。
- 植竹晃久 (1997) 「金融機関と企業」, 高橋俊夫・大西建夫編『ドイツの企業』 早稲田大学出版部, 東京, 93-112 ページ。
- 工藤章 (1999) 『20 世紀ドイツ資本主義 国際定位と大企業体制』 東京大学出版会, 東京。
- 佐久間信夫 (2003) 「ドイツの企業統治」, 中村瑞穂編著『企業倫理と企業統治 —— 国際比較 ——』 文

- 眞堂, 東京, 65-83 ページ。
- 高橋俊夫 (1997) 「企業組織と企業統治」, 高橋俊夫・大西建夫編『ドイツの企業』早稲田大学出版部, 東京, 34-53 ページ。
- バウムス, テオドール (1994) 「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス——制度と最近の展開——」 (丸山秀平訳) 『商事法務』, 第 1363 号, 1994 年 8 月。
- 山口博教 (1981) 「西ドイツにおける銀行と企業の関係——二つの委員会の調査と分析——」 『証券経済』 135 号, 1981 年 3 月, 103-131 ページ。
- 山口博教 (1988) 『西ドイツの巨大企業と銀行——ユニバーサル・バンク・システム——』 文眞堂, 東京。
- 山崎敏夫 (2013) 『現代のドイツ企業——そのグローバル地域化と経営特質——』 森山書店, 東京。
- 山崎敏夫 (2016) 「1990 年代以降の株主主権的経営, コーポレート・ガバナンスへの転換の日独比較」 (I), 『立命館経営学』 (立命館大学), 第 55 巻第 3 号, 2016 年 11 月, 27-55 ページ。
- 山崎敏夫 (2017) 「1990 年代以降の株主主権的経営, コーポレート・ガバナンスへの転換の日独比較」 (II), 『立命館経営学』 (立命館大学), 第 55 巻第 4 号, 2017 年 1 月, 1-34 ページ。
- 吉森 賢 (1982) 『西ドイツ企業の発想と行動』 ダイヤモンド社, 東京, 1982 年。
- 吉森 賢 (1994) 「ドイツにおける会社統治制度——その現状と展望——」 『横浜経営研究』 (横浜国立大学), 第 XV 巻第 3 号, 1994 年 12 月, 1-27 ページ。

